

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

◇ 告 示

- 町の区域の変更等
- 保険医療機関の指定の取消し
- 保険医の登録の取消し
- 国民健康保険法による療養取扱機関の申出の受理の取消し
- 国民健康保険医の登録の取消し
- 飼料の試験の結果の概要
- 土地改良法による換地処分
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 入会林野整備計画の変更の適否の決定
- 小型機船底びき網漁業のうち手操第二種漁業に係る許可の申請期間
- 廃川敷地の生成

◇ 教委告示

教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第三百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による邑美地区第五工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和五十八年十一月二十一日現在の地番による。）
久末字下長砂	久末字下長砂のうち一の一の一部、一の一、二から四までの一、五の二の一部、六の一、七の一部、一三の一部、一四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、久末字長砂裏二三の三、二四、二五の一、二五の二、二六、二七の二から二七の四まで、二八の二から二八の四まで、二九の二、三五の一、三七の一、三七の二及びこれらと一体をなす国有地、東大路字長峯三一の三の一部及びこれと一体をなす国有地

久末字長砂裏	<p>東大路字中瀬五三の一の一部、五四の一の一部、五四の二の一部、五五の一部、五六の一部、五八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
久末字上長砂	<p>久末字長砂裏のうち二三の三、二四、二五の一、二五の二、二六、二七の二から二七の一まで、二八の二から二八の六まで、二九の二、三五の一、三六、三七の一、三七の二、三七の五から三七の二二まで、三八の一、三八の六、三八の七、三九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>久末字上長砂の全域</p> <p>久末字長砂裏二七の一、二七の五から二七の一まで、二八の一、二八の五、二八の六、三六、三七の一、三七の二、三七の五から三七の一〇まで、三八の一、三八の六、三八の七、三九の一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>久末字曲り風の全域</p> <p>南栄町三〇の一、三〇の二、三〇の七、三〇の八、四四の三七、四四の三八と一体をなす国有地の一部</p>
東大路字石名畑ケ	<p>東大路字石名畑ケのうち一の一部、二から六までの一部、七の一部、八の二の一部、八の三の一部以外の区域</p> <p>東大路字西網場四八の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>東大路字橋詰七六の二〇及び七六の八から七六の一〇まで、七六の一四、七六の一六、七六の二〇と一体をなす国有地の一部</p> <p>杉崎字障子面四九五の四、四九八の三、四九九の一、五〇〇の一、五〇〇の五及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>杉崎字通り道五〇一の一、五〇二の三、五〇三の一、五〇三の三、五〇三の四、五〇四の一、五〇四の七の一部、五〇四の八及びこれらと一体をなす国有地</p>
東大路字長峯	<p>東大路字長峯のうち三一の三の一部及びこれと一体をなす</p>
東大路字西網場	<p>国有地以外の区域</p> <p>東大路字東網場一六の二の一部、一七の一の一部、一七の四の一部、一八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>東大路字中瀬五三の全域</p> <p>東大路字西網場四〇の一の一部、四〇の二の一部、四一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>東大路字中瀬五三の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>久末字下長砂一の一部、一の二、二から四までの一部、五の二の一部、六の一部、七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>杉崎字土手内沖五八一の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>杉崎字永旨沖六四二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>東大路字西網場のうち四〇の一の一部、四〇の二の一部、四一の一部、四二の一の一部、四二の二の一部、四二の三、四二の四、四三の一の一部、四三の二の一部、四八の二の一部、四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>東大路字石名畑ケの一の一部、二から六までの一部、七の一の一部、八の二の一部、八の三の一部</p> <p>東大路字東網場のうち一二の三の一部、一六の二の一部、一七の一の一部、一七の四の一部、一八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>東大路字中瀬五三の一、五三の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>東大路字塚ノ前七四の二、七五の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>杉崎字通り道五〇四の二の一部、五〇四の三の一部、五〇四の七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>杉崎字中島五七九の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>杉崎字土手内沖五八一の一の一部、五八一の二の一部及び五八〇の二、五八一の二と一体をなす国有地の一部</p>

杉崎字中島	らと一体をなす国有地 杉崎字中島のうち五六九の一、五七二の一、五七三の一及びこれらと一体をなす国有地並びに五七九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
杉崎字土手内沖	杉崎字土手内沖のうち五八〇の一、五八〇の二、五八一の一、五八一の二、五八二の一、五八二の二、五八三の三、五八三の四、五八三の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 杉崎字永旨沖のうち六四〇から六四二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 東大路字東綱場一二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
杉崎字永旨沖	杉崎字永旨沖のうち六四〇から六四二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 杉崎字土手内沖五八一の二と一体をなす国有地の一部
正蓮寺字小井手	正蓮寺字小井手のうち五六の一、五六の七の一部、五六の八の一部、五六の一二の一部、五六の一六の一部、五六の二六の一部、五六の二九の一部、五八の一の一部、五八の二の一部、五九の一部、五九の四の一部、五九の五の一部、五九の二四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
正蓮寺字大政	正蓮寺字大政のうち六一の二の一部、六二の一の一部、六

正蓮寺字大路前	三の一の一部、六四の一の一部、六五の一の一部、六六の一の一部、六六の二の一部、六七の一の一部、六七の二の一部、六八の一の一部、六九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 正蓮寺字小井手五六の一、五六の七の一部、五六の八の一部、五六の一二の一部、五六の一六の一部、五六の二六の一部、五六の二九の一部、五八の一の一部、五八の二の一部、五九の一部、五九の四の一部、五九の五の一部、二四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 桜谷字大路前二六七の一の一部、二六八の四の一部、二七二の一及びこれらと一体をなす国有地
桜谷字大路前	正蓮寺字大路前のうち七一から七六までの一部、七六の一の一部、七七の二の一部、七九の一、七九の八、八〇の一、八〇の四、八〇の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 正蓮寺字大政六一の二の一部、六二の一の一部、六三の一の一部、六四の一の一部、六五の一の一部、六六の一の一部、六六の二の一部、六七の一の一部、六七の二の一部、六八の一の一部、六九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 杉崎字大政四七五の一の一部、四八一の一部及びこれらと一体をなす国有地 杉崎字障子面四八二の一の一部、四八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 桜谷字大路前二六六の一、二六六の二、二六七の一の一部、二六八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
南栄町	桜谷字大路前のうち二六六の一、二六六の二、二六七の一、二六八の四、二七二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 南栄町のうち三〇の一、三〇の二、三〇の七、三〇の八、

四四の三七、四四の三八と一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称

久末字曲り風
東大路字東綱場
東大路字沖長峯

鳥取県告示第三百十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十二の規定に基づき、次のとおり保険医療機関の指定を取り消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十九年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指定の取消しの効力発生年月日
辰見 医院	東伯郡北条町大字弓原四〇六	昭和五十九年三月二十八日

鳥取県告示第三百十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十三の規定に基づき、次のとおり保険医の登録を取り消したので、保険医療機関及び保険薬

局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の取消しの年月日
辰 見 剛	鳥医第二、〇六九号	昭和五十九年三月二十八日

鳥取県告示第三百十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十八条の規定に基づき、次のとおり療養取扱機関の申出の受理を取り消したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により告示する。

昭和五十九年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	申出受理の取消しの効力発生年月日
辰 見 医院	東伯郡北条町大字弓原四〇六	昭和五十九年三月二十八日

鳥取県告示第三百二十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十九条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医の登録を取り消したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の取消しの年月日
辰 見 剛	鳥国医第二〇六九号	昭和五十九年三月二十八日

鳥取県告示第三百二十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十九年二月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十九年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要							備 考				
				粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素		水溶性窒素	消化率	DCCP	TDN
境港市 北陽油脂株式会社	境港市渡町119 北陽油脂株式会社	フェザーミール シートボソミール	59.2 59.2	83.9 54.9	— —	— —	2.8 26.6	— —	— —						
境港市 山陰くみあい飼料株式会社	境港市外江町37 43-1 山陰くみあい飼料株式会社	くみあい配合飼料 子牛育成用 ニューファミリーボソツジュ くみあい配合飼料 黄金マツジュ	59.2 59.1	18.0 16.6	2.4 3.3	5.4 2.2	6.4 4.3	0.86 0.66	0.69 0.55						

つた円谷入会林野整備計画の変更については、昭和五十九年三月二十二日
適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する
法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第九条第五項の規定により、次の
とおり告示する。

昭和五十九年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

変更円谷入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年四月十一日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十五号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第九
条第二項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業（
えびけた網漁業）に係る許可の申請期間を昭和五十九年四月十三日から同
月二十七日までと定めたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十六号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行
令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え
置いて縦覧に供する。

昭和五十九年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

馬込川水系に係る二級河川馬込川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十九年四月十日

三 廃川敷地の位置

東伯郡東伯町大字徳万字上馬込七七―二地先から同大字字中仁田一三

六―二地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 一三一・六〇平方メートル

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十九年四月十日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和五十九年四月十三日（金）午後四時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 鳥取県教育課程審議会委員の任免について
 - 2 その他